

上越国有林の地域別の森林計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)
(上越森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

上越国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 5 条第 5 項の規定に基づき変更するものである。

林分密度の調整が必要な保安林において、本数調整伐を行うため「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【変更項目】

第 5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
		市 町 村	区域（林班）		
糸魚川市	93、99、101～105、107、110 111、113、			11	11
妙高市	14、15、18、20、21、23、25、 27、31～33、36～40、43、45、 46、50、51、53、54、56、60、 85、86	27	13	溪 間 工 山 腹 工 地下水排除工	
上越市	69、72、75～77、82、83、84	8	4	溪 間 工 山 腹 工 地下水排除工 本数調整伐	
合計		46	28		